岡山県剣道連盟主催大会における合同チーム編成に係る申し合わせ

この申し合わせは、岡山県剣道連盟主催大会において、団員(部員)が少人数のため単独団体でチーム 編成ができない場合に、複数団体で編成した「合同チーム」の参加を認める条件等を示したものです。

この申し合わせは、多くの団体・選手が大会に参加できることを目的としており、勝利至上主義を目指すものではありません。

- 1 合同チームとは複数の団体で編成されるもので、団員(部員)単独団体ではチーム編成ができない人数(5人制の場合は2名以下、3人制の場合は1名)のとき、当該する団体の合意により、合同チームを編成して大会に参加できる。(※1)
- 2 一方のチームが出場最低人数を満たしていても、もう一方のチームが人数を満たしていない場合は、合同チームを編成することができる。また、合同は3団体を上限とする。(※2)
- 3 一つの団体が、複数の団体に選手を派遣して合同チームを編成することはできない。(※3)
- 4 合同チームの編成は、同一地区内の団体間のみとする。(※4) 中学校は中学校間だけでなく SP・道場等と合同編成することもできる。
- 5 チーム名は各団体名連名とする。その際は「SP」「道場」「中学校」も必ず記すこと。(※5)
- 6 監督については各団体で協議し、代表1名とする。(コーチの登録は可能とする)

【具体例】

※1-例1

団体A ⊙⊙ + 団体B <u>⊙⊙</u> = 【 **合同A B** ⊙⊙<u>⊙⊙</u> 】

⇒単独では編成できない2つの団体AとBが【合同チームAB】を編成



※1-例2



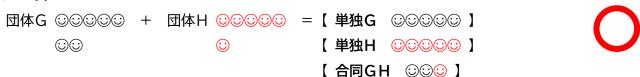
⇒単独で1 チームを編成できる団体Cが、残った選手と単独では編成できない団体Dとの【合同チームCD】を編成

※1-例3



 \Longrightarrow 単独で複数のチームを編成できる団体 E が、残った選手と単独では編成できない団体 F との【合同チーム E F 】を編成

※1-例4



⇒ 単独で1チームを編成できる2つの団体GとHが、残った選手同士で【合同チームGH】を編成

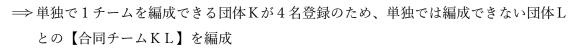
※1-例5

 \Longrightarrow 単独で1 チームを編成できる団体 I が単独チームを編成せずに、単独では編成できない団体 J との【合同チーム I J (a) b (b)】の2 チームを編成

合同チームを複数編成することはできない

※2-例6

団体K ⊙⊙⊙⊙ + 団体L ⊙ = 【 合同K L ⊙⊙⊙⊙⊙ 】





※2-例7

団体M ②② + 団体N ②② + 団体O ③ = 【 **合同MNO** ②◎◎◎◎③ 】

⇒単独では編成できない3つの団体MとNとOが【合同チームMNO】を編成



※3 -例8

団体P ②② + 団体Q ②③③ + 団体R ◎◎ = 【 合同PQ ②◎◎◎ 】 【 合同PR ◎◎◎ 】



⇒単独では編成できない団体Pが、複数の団体QとRに選手を派遣して【合同チームPQ】と【合同チームPR】を編成

複数団体へ選手を派遣することはできない

※4 地区とは以下のとおり

備前地区 = 岡山市・西大寺・玉野・瀬戸内市・備前和気・赤磐市・御津 剣道連盟 備中地区 = 倉敷・玉島・総社地区・井笠・新見・児島・高梁市 剣道連盟 美作地区 = 津山・勝田郡・真庭・英田・久米 剣道連盟

※ 5 例 1 加藤 S P + 加藤中学校の場合【正】加藤 S P・加藤中【誤】加藤 S P・中例 2 赤木中学校+三浦中学校の場合【正】赤木中・三浦中【誤】赤木・三浦中